

日向市災害対策貸付等 利子補給補助金のお知らせ

令和5年1月19日現在

日向市では、令和4年台風第14号の影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度「**経営支援・災害対策貸付**」または「**セーフティネット・危機関連貸付**」を利用した方へ最大36回の利子補給を行います。

対象者

- ① 宮崎県中小企業融資制度「経営支援・災害対策貸付」または「セーフティネット・危機関連貸付」の融資を受けたもの
- ② 【法人の場合】市内に本社があること 【個人の場合】市内に住所があること
- ③ 市税等の滞納がないこと
- ④ 日向市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団員関係者に該当しないこと

利子補給対象期間

初回償還月（措置期間を含む）から36回以内

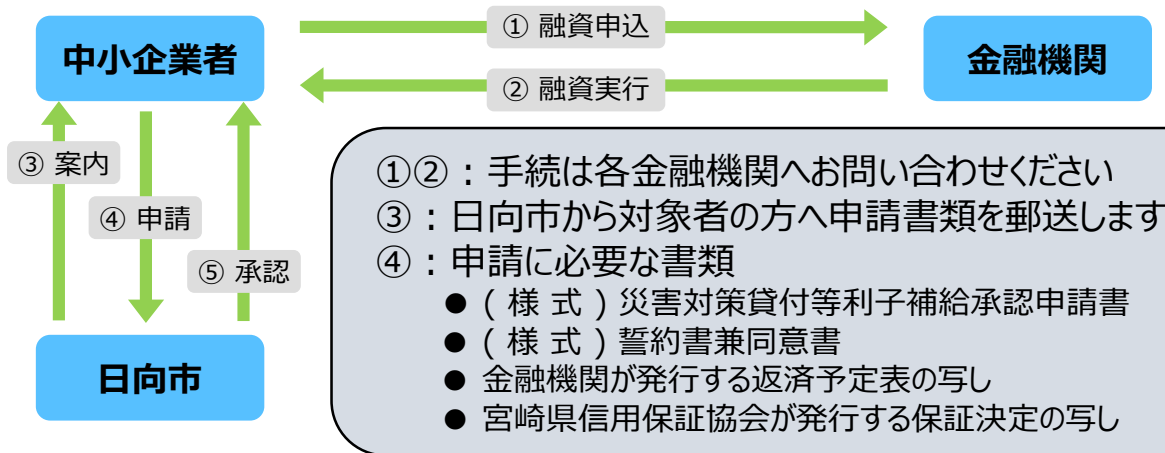
利子補給補助率

10/10(1月～12月までに支払った額の全額を各年度ごとに補助)

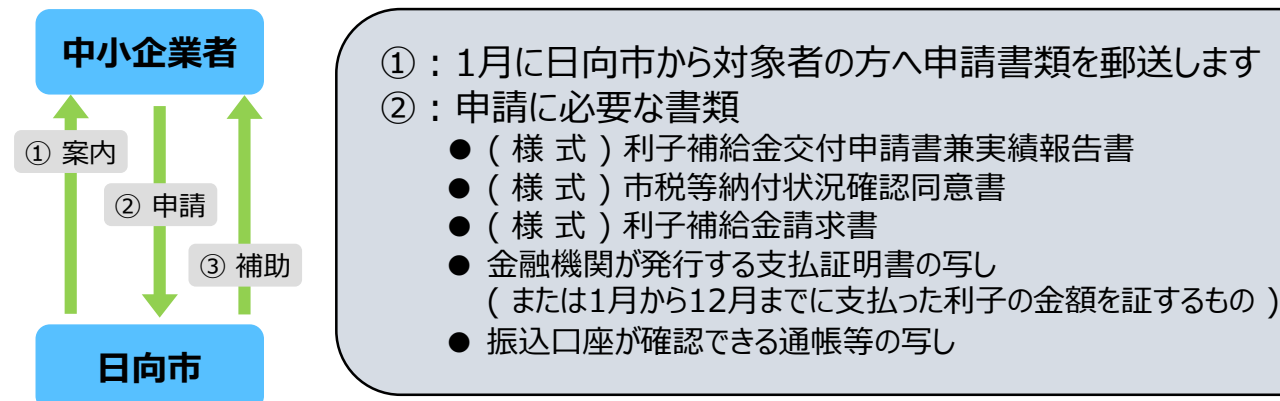
利子補給申請の流れ

以下の「1.承認申請」と「2.補助申請」が必要です。

1.【利子補給の承認申請】 ※初回のみ手続が必要



2.【利子補給の補助申請】 ※各年度(令和4～7年度)申請が必要



【問い合わせ先】 融資の制度について 宮崎県商工政策課 ☎(0985)26-7097
利子補給について 日向市商工港湾課 ☎(0982)52-2111